

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成25年11月18日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

- 1. 監査対象 教育総務課の平成25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 平成25年9月26日～平成25年10月9日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. 各学校における学校徴収金の管理について、通帳と印鑑の保管管理に不備な点が見受けられる学校があるので、該当する学校においては通帳と印鑑を別々に鍵のかかる場所に保管するよう改めさせるとともに、鍵の管理も同一人にならないよう留意すること。</p> <p>2. 教育総務課の切手受払簿を課独自のものに改めるとともに、各学校における切手受払簿の様式を、既に実施している学校を除き、切手の金種別に別葉として種類別の枚数管理がしやすい方法に改善させること。</p>	<p>1. 市内全小中学校において、通帳と印鑑を別々に保管するよう指示し、確認を行いました。また鍵のかかる設備等を有していない学校については、鍵のかかるキャビネットを設置しております。鍵の管理については、管理職及び事務職員の複数名にて管理を行うよう指示を行いました。</p> <p>2. 切手受払簿については、課独自のものに改めることにしました。また各学校の切手受払簿については、種類別の枚数管理が確実にできる様式を市内全小中学校に配付し、統一した様式を使用することとしました。</p>